



あなたが受けられる、国民年金からの三つの安心

国民年金から支給される年金のことを「基礎年金」といいます。基礎年金は3種類あり、老後の支えとなるだけでなく、万一のときにも給付があります。

○老齢基礎年金
老齢基礎年金額（年額）
78万8,900円

老齢基礎年金は、保険料を納めた期間や免除を受けた期間などの「受給資格期間」が25年以上ある人が、原則として65歳から一生受け取ることができる年金です。20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めた人は満額を受け取ることができます。

○障害基礎年金

障害基礎年金額（年額）
1級 98万6,100円
2級 78万8,900円

国民年金に加入中（もしくは60歳以上65歳未満で日本に住んでいる）に初診日のある病気やけがで政令に定める1級または2級の障害の状態になった人が受けられます。

また、国民年金への加入が任意だったために加入せず障害を負い、障害基礎年金を受けられない人に平成17年4月から特別障害給付金制度があります。



○遺族基礎年金

遺族基礎年金額（年額）
妻が受ける場合：子供が一人
101万5,900円
子が受ける場合：一人の場合
78万8,900円

国民年金に加入中（もしくは60歳以上65歳未満で日本に住んでいる）や老齢基礎年金を受けている人、受けられる人がなくなつたとき、亡くなった人に生計を維持されていた子のいる妻または子が受けられます。

ただし、保険料を納めた期間が40年に満たない場合は減額されます。



遺族年金を受けられない第1号被保険者のための給付があります

○寡婦年金

第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が25年以上ある夫が亡くなった場合、10年以上婚姻関係があった妻（事実婚も含む）が60歳から65歳になるまで受けられます。
○死亡一時金
第1号被保険者として保険料を

納めた期間（免除制度により一部納付した期間を算出）が3年（36か月）以上ある人が老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けずに亡くなったとき、亡くなった人と生計をともししていた遺族が受けられます。

ちょっと増やせる「付加年金」をご存じですか？

年金額をもっと引き上げたいとお考えの方には、「付加年金」という制度が設けられています。

国民年金の第1号被保険者の方、任意加入被保険者が、定額保険料に月額400円をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せして支給されます。

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
（電話）34・2121内線413
日本年金機構 旭川年金事務所
（電話）0166・72・5002

